

## 一般財団法人日本救急医療財団 個人情報開示手続に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本救急医療財団（以下「当財団」という。）個人情報保護規程第16条の規定に基づき、当財団が保有する個人情報について本人からの開示請求に応じるための手続き等を定めることを目的とする。

### (受付窓口及び受付時間)

第2条 個人情報開示を受付ける窓口は、総務部とする。

2 受付の時間は、営業日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

### (利用目的の通知及び開示の請求)

第3条 当財団の保有する個人情報について、開示を請求する者は、利用目的を受付窓口で通知し、「保有個人情報開示請求書」（別紙1）を提出しなければならない。

### (本人の確認)

第4条 前条の規定による開示請求があった場合、開示請求者の本人確認を行うものとし、本人確認は、運転免許証、旅券等の写真が貼付されたものにより行う。

### (開示の方法)

第5条 開示請求に対する通知を行うものとし、通知は、原則として請求があつた日から10日以内を目途に「個人情報開示請求に対する通知書」（別紙2）を郵送して行う。ただし、本人の同意があれば、同意した方法によることができる。

2 当財団の保有個人情報と開示請求者の情報内容に相違がある場合は、不開示とする。

### (開示手数料)

第6条 開示手数料は無料とする。

### (開示の記録及び通知)

第7条 保有個人情報の開示請求につき、窓口担当者は次の事項について記録し、所定の決裁を受けた後に通知するものとする。

- (1) 請求の内容
- (2) 開示した内容
- (3) 開示しなかった場合は、内容と理由
- (4) 今後問題になると思われる事項があれば、その内容

(保管)

第8条 保有個人情報開示請求に係る保有個人情報開示請求書及び個人情報開示請求に対する通知書等の保管は1年とする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年 4月 1日から施行する